

平成29年度 三島市
介護予防・日常生活支援総合事業
説明会

三島市長寿介護課

1 総合事業のサービス提供にあたっての注意点

(1) サービスの名称について

- 訪問型サービスのうちの介護予防訪問介護相当サービス、通所型サービスのうちの介護予防通所介護相当サービスは、一般的に「現行相当サービス」と呼称されてきたが、平成30年3月31日を持って、介護予防訪問介護、介護予防通所介護が終了し、「現行」のサービスではなくなることから、今回の説明会以降、三島市では以下のように呼称する。

介護予防訪問介護相当サービス

→ 総合事業訪問介護

総合事業通所介護相当サービス

→ 総合事業通所介護

(2) 指定事業者の変更の届出について

- 事業所の名称や所在地、管理者等に変更があった場合その旨を届け出ること。
- 届出が必要な事由、様式は公式ウェブサイトの以下のページに掲載中。
<http://www.city.mishima.shizuoka.jp/ipn033084.html>
- 届出が、変更の日から10日を超えた場合、遅延理由書を併せて提出すること。
- 電話・FAX・メールアドレスの変更があった場合は、併せて記載してください。

(3) 総合事業費の請求取下げについて

- 第1号事業(訪問型サービス、通所型サービス、介護予防マネジメント)の請求を取下げの場合は、申立書を提出する。
- 毎月10日締め切り
- 介護給付・介護予防給付とは様式が異なる。
- 様式は公式ウェブサイトの以下のページに掲載中。

<http://www.city.mishima.shizuoka.jp/ipn031942.html>

(4) 事故報告について

- 総合事業のサービス提供時に事故が発生した場合、事故報告書により速やかに報告すること。
- 提出時に聞き取りを行うため、FAXでの提出は不可。
- 様式(介護(予防)サービス用とは異なる)は公式ウェブサイトにて近日中に公開予定。

(5) 更新申請の必要性の確認についてー1

- ・ 介護予防給付の使用実績ない者、使用予定のない者の更新申請が散見されるため、要支援認定を受けている場合は、以下の手順で、更新申請が必要かを必ず確認すること。

※三島市介護予防ケアマネジメントマニュアルp.9～10参照

- ①地域包括支援センター職員または担当ケアマネジャーが、利用者とともに現在利用しているサービス内容と今後利用を希望するサービスを確認。
- ②総合事業のサービスのみ利用の場合、更新申請の必要はないため、基本チェックリストの基準に該当しているかを確認。

(5) 更新申請の必要性の確認についてー2

- ③基本チェックリストに該当していれば、総合事業の目的や内容、事業対象者、手続き等について説明し、利用者の同意を得たうえで事業対象者登録の手続きを行う。
- ④事業対象者への移行が可能にもかかわらず更新申請を行う場合は、申請理由を明確にし、申請時に伝える。

(6) 平成28年度中に要支援認定を受けた者の総合事業移行時期－1

- 要支援認定有効期間内は、予防給付のサービスを継続して利用する。
- 認定期間終了後、または平成29年度に区分変更申請を行い、要支援認定を受けた際に総合事業へ移行
- 例

	平成28年度	平成29年度		平成30年度
	4月1日	10月1日	4月1日	
例1 認定有効期間 ~H29.3.31	予防給付	総合事業	総合事業	総合事業
例2 認定有効期間 ~H29.9.30	予防給付	総合事業	総合事業	総合事業
例3 認定有効期間 ~H30.3.31	予防給付	予防給付	総合事業	総合事業

(6) 平成28年度中に要支援認定を受けた者の総合事業移行時期－2

- 平成29年度中の認定更新後も、介護予防訪問介護、介護予防通所介護を利用している者が散見される。
- 利用しているケアマネジメントが介護予防ケアマネジメントの場合、介護予防支援の場合とも、更新後は総合事業サービスを利用する。

(7) 訪問型サービスの使い分けについて

- 訪問型サービスは、訪問型サービスAの利用が基本。
- 身体介護が必要なもの、認知症の者等、専門職によるサービスが必要な人のみ、総合事業訪問介護を利用。
- 利用しているケアマネジメントが介護予防ケアマネジメントの場合、介護予防支援の場合とも同様に振り分けを行う。
- 適切に振り分けが行われているかは、実地指導、ケアプラン点検での確認事項とする。

(8) 三島市からの指定の有無の確認

- ケアプラン作成時、包括でのケアプランチェック時、請求時に、利用者が利用している事業所が、当該サービスの指定を受けているかを確認すること。三島市が指定していない事業所について、請求した場合、さかのぼって指定はしませんのでご注意ください。
- 三島市の指定事業所一覧は、公式ウェブサイトの以下のページに掲載中。

<https://www.city.mishima.shizuoka.jp/ipn031943.html>

(9) 身体介護が必要ない者の 総合事業訪問介護の利用について

- 身体介護は必要ない場合、本来は訪問型サービスAを利用するが、認知症や精神疾患がある人など、介護予防ケアマネジメント、サービス担当者会議により、必要と認められた場合は、総合事業訪問介護の利用が可能。
- 必要性が明確になるよう、三島市版介護予防アセスメントシート、ケアプラン、サービス担当者会議の記録に記載するとともに、「例外的な介護予防訪問介護相当サービス利用申請書」により、市に申請を行う。
- 市への申請・記録の整備を、実地指導、ケアプラン点検での確認事項とする。
- 詳細は、三島市介護予防ケアマネジメントマニュアルp.3-4参照。

(10) 事業対象者の訪問型サービス利用回数

- 介護予防ケアマネジメント、サービス担当者会議により、必要と認められた場合は、要支援2と同回数利用が可能。
- 必要性が明確になるよう、ケアプラン、サービス担当者会議の記録に記載すること。
※市への申請は不要
- 記録の整備を、実地指導、ケアプラン点検での確認事項とする。
- 詳細は、三島市介護予防ケアマネジメントマニュアルp.3参照。

(11) 事業対象者の通所型サービス利用回数

- 三島市版介護予防アセスメントシートの必要要件に該当し、介護予防ケアマネジメント、サービス担当者会議により、必要と認められた場合は、要支援2と同等の回数の利用が可能。

※要支援2と同単位の算定を可能とする。

- 必要性が明確になるよう、三島市版介護予防アセスメントシート、ケアプラン、サービス担当者会議の記録に記載するとともに、「介護予防・生活支援サービス事業対象者のサービス利用回数増加申請書」により、市に申請を行う。
- 市への申請・記録の整備を、実地指導、ケアプラン点検での確認事項とする。
- 詳細は、三島市介護予防ケアマネジメントマニュアルp.4参照。

(12) 平成30年度用 サービスコードの取り込み

- 平成30年度報酬改定公表後、三島市における総合事業のサービスコードを作成し、公式ウェブサイトにて公開する。
- 平成30年4月サービス提供分の報酬請求事務を行う前に、各事業所のシステムに取り込むこと。

2 三島市における平成30年度の 総合事業運用方法について

(1) 訪問型サービスAについて

- ア 有資格者向け単価について
- イ 初回加算について
- ウ 介護職員処遇改善加算について
- エ サービスコードの変更について
- オ 単価について
- カ 生活支援サポーター(訪問型サービスA従事者)養成研修について

ア 有資格者向け単価について

- 三島市では平成28年度より、「生活支援サポーター養成研修」にて訪問型サービスA従事者（生活支援サポーター）を養成しているが、養成された人数が限られていることを鑑み、当初、平成29年度限りの経過措置としてきた有資格者向けの単価を平成30年度末まで延長する。

イ 初回加算について(1)

- 平成29年度は、訪問型サービスAは加算のないサービスとしてきたが、第1号訪問事業にかかるサービス計画の新規作成、サービス提供責任者(訪問事業責任者)によるサービス提供または同行といった、初回加算の算定基準を満たすサービス提供がされている実態があることから、平成30年度より初回加算の算定を可能とする。

イ 初回加算について(2)

算定基準は訪問介護、総合事業訪問介護と同一とする。

算定基準

- 指定第1号訪問事業所において、新規に第1号訪問事業にかかるサービス計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回もしくは初回の指定第1号訪問事業を行った日の属する月に指定第1号訪問事業を行った場合または当該指定第1号事業事業所のその他の訪問介護員等が初回もしくは初回の指定第1号訪問事業を行った日の属する月に指定第1号訪問型サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数(200単位)を加算する。
- 初回加算は、利用者が過去2月間(歴月)に、当該指定第1号事業所から指定第1号訪問事業を受けていない場合に算定される。
- サービス提供責任者が、第1号訪問事業に同行した場合は同行した旨を記録するものとする。また、この場合において、当該サービス提供責任者は、第1号訪問事業に要する時間を通じて滞在することは必ずしも必要ではなく、利用者の状態を確認したうえで、途中で現場を離れた場合であっても、算定は可能である。

イ 初回加算について(3)

訪問型サービスAへの初回加算の導入に伴い、総合事業訪問介護の初回加算算定基準を一部変更する。

平成29年度

- 総合事業訪問介護での初回加算算定後、訪問型サービスAの利用に変更し、さらに総合事業訪問介護の利用に変更した場合(すべて同一事業所からの提供)、総合事業訪問介護の提供を受けていない期間が2月間以上であり、算定基準を満たす場合は再度初回加算を算定可能。

平成30年度

- 第1号訪問事業(総合事業訪問介護または訪問型サービスA)での初回加算算定後、第1号訪問事業(総合事業訪問介護および訪問型サービスA)の提供を受けていない期間が2月間以上あり、算定基準を満たす場合は再度初回加算を算定可能。

※第1号訪問事業全体でサービス提供を受けているかどうかを判断する

ウ 介護職員処遇改善加算について

- 平成29年度は、訪問型サービスAは加算のないサービスとしてきたが、総合事業訪問介護、総合事業通所介護と同様に、介護職員の賃金改善を目的に介護職員処遇改善加算の算定を可能とする。
- 訪問型サービスAの介護職員処遇改善加算は、生活支援サポーター向けの単価だけではなく、経過措置である有資格者向けの単価でも算定可能とする。

エ サービスコードの変更について(1)

- 現在、訪問型サービスAで使用しているA3のサービスコードは、市町村が構成や単位を自由に設定できるメリットもあるものの、以下のようなデメリットがある。
 - ①受給者台帳の利用者負担割合を参照しないことから、負担割合ごとのコードを設定する必要がある(平成30年度に3割負担も導入される)。
 - ②率を規定するコード(0%加算など)が設定できない。
- 上記のことから介護職員処遇改善加算を導入すると、サービスコードが煩雑になる。

例: 有資格者の単位(225単位)に対し、負担割合 3パターン× 処遇改善加算5パターン=合計15パターンの処遇改善加算のコードが必要

エ サービスコードの変更について(2)

- このように、請求事務がさらに煩雑になることが想定されることから、平成30年度よりサービスコードをA3→A2に変更する。
 - 具体的な内容は、配布資料の「平成30年度三島市総合事業サービスコード表(イメージ)」を参照のこと
- ※このサービスコード表は、平成29年度の単位を基に作成したイメージであり、実際に使用するものは、平成30年度報酬改定の内容を反映したものになる。

エ サービスコードの変更について(3)

- サービスコードのA2への変更に伴い、現在必要になっている、利用者の負担割合に応じたサービスコードの選択が不要になる。

オ 単位について(1)

- 三島市独自で単位は変更しないが、有資格者向けの単位の根拠となっている、訪問介護生活援助が中心 45分以上(サービスコード 117311)の単位が平成30年度報酬改定で変更になった場合は、改定後の単位に変更する。
- 生活支援サポーター向けの単位は、有資格者向けの単位を基礎に、有資格者と無資格者の給与の差に着目して設定しているため、同様に改定後の単位に合わせて変更する。²⁷

オ 単位について(2)

- 使用するサービスコードのA2への変更に伴い、訪問型サービスAの区分と単位数は以下のようになる。

週に1回程度	有資格者	225単位/回 988単位/月 ※1月の提供回数が4回を超えた場合	要支援1 要支援2 事業対象者
	研修 修了者	186単位/回 816単位/月 ※1月の提供回数が4回を超えた場合	
週に2回程度	有資格者	229単位/回 1,975単位/月 ※1月の提供回数が8回を超えた場合	要支援2 事業対象者 ※必要性の認められる者のみ
	研修 修了者	189単位/回 1,633単位/月 ※1月の提供回数が8回を超えた場合	

カ 生活支援サポーター養成研修について(1)

- 訪問型サービスAには、現在の介護予防訪問介護・通所介護の従事者に加えて、一定の研修を修了した者が従事できる。
- 介護に関する資格のないものを、訪問型サービスAの従事者として養成する研修を、三島市では「生活支援サポーター養成研修」として実施している。
- 平成28年度は2回実施し、平成29年度は4回実施予定。

カ 生活支援サポーター養成研修について(2)

広報みしま11月1日号に募集記事を掲載

• とき C日程 12月18日(月)、19日(火)

追加日程 1月29日(月)、30日(火)

D日程 2月20日(火)、21日(水)

※いずれも午前9時30分～午後4時30分

• 会場 三島市役所大社町別館1階 防災研修室

• 定員 市内在住・在勤者 各日程20名

• 受講料 無料(テキスト代3,500円は自己負担)

• 定員を超えた場合、訪問型サービスAに従事予定のある方を優先し、抽選

(2) 総合事業訪問介護・ 総合事業通所介護について

- ア みなし指定の終了について
- イ 単価について
- ウ 地域単価について
- エ サービスコードについて
- オ 請求上の留意点について

ア みなし指定の終了について(1)

- 平成27年3月31日までに介護予防訪問介護・通所介護の指定を受けた事業所(サービスコードA1(訪問型サービス(みなし))またはA5(通所型サービス(みなし))を使用している事業所)のみなし指定の有効期間は、平成30年3月31日に終了する。
- みなし指定の終了に伴い、使用するサービスコードは総合事業訪問介護はA2、総合事業通所介護はA6に統一される。

ア みなし指定の終了について(2)

- みなし指定の終了後も、総合事業訪問介護・総合事業通所介護のサービス提供を予定している事業所は、指定更新を申請してください。
- みなし指定の更新申請については、休憩をはさんで第2部で説明するため、更新申請を予定している事業所は、引き続きの参加をお願いいたします。

ア みなし指定の終了について(3)

- みなし指定の更新は、多数の事業所からの申請が予想されるため、申請締め切りを1月9日(火)とします。
- 平成30年4月1日指定を希望する上記以外の指定申請も、申請締め切りを1月9日(火)とします。
- それ以降の申請の場合、4月1日指定ができかねる場合もあるため、申請を予定している事業所は、早めの準備をお願いいたします。

イ 単位について(1)

- A2(訪問型サービス(独自))、A6(通所型サービス(独自))の単価は、国が定める額を上限として、市町村が定めることとされているが、三島市では独自に減額はせず、国の定める額を使用する。
- 平成30年度は報酬改定が予定されているため、国の定める額が変更になった場合は、改定後の単位に変更する。

イ 単価について(2)

- 平成29年度は、介護予防給付(介護予防訪問介護、介護予防通所介護)から総合事業(訪問型サービス、通所型サービス)への移行期間であったことから、総合事業訪問介護および総合事業通所介護とともに、国が示しているサービスコードのうち、介護予防給付と同様に月額包括報酬(定額制)のコードのみを使用してきた。
- 全ての利用者が総合事業に移行する平成30年4月より、以下の観点から、国が示しているサービスコードのうち、1回単位の報酬のコードを使用する。
 - ①サービス利用実績に応じた報酬設定
 - ②訪問型サービスAとの整合性

イ 単位について(3)

総合事業訪問介護 区分と単位数

週に1回 程度	266単位/回 1,168単位/月 ※1月の提供回数が4回を超えた場合	要支援1 要支援2 事業対象者
週に2回 程度	270単位/回 2,335単位/月 ※1月の提供回数が8回を超えた場合	要支援1 要支援2 事業対象者
週に3回 程度	285単位/回 3,704単位/月 ※1月の提供回数が12回を超えた場合	要支援2 事業対象者 ※必要性の認められる者のみ

※平成29年度時点の国の定める額によるものであり、実際に使用する単位は、平成30年度報酬改定を反映したものとなる。

イ 単位について(4)

総合事業通所介護 区分と単位数

要支援1 事業対象者	378単位/回 1,647単位/月 ※1月の提供回数が4回を超えた場合
要支援2 事業対象者 ※週2回程度の利用が必要と認められる者のみ	389単位/回 3,377単位/月 ※1月の提供回数が8回を超えた場合

※平成29年度時点の国の定める額によるものであり、実際に使用する単位は、平成30年度報酬改定を反映したものとなる。

ウ 地域単価について

サービス種類		地域単価
訪問型サービス	サービスコードA1 ・総合事業訪問介護、みなし指定	10.21円 ※施設所在地の 地域単価を使用
	サービスコードA2 ・総合事業訪問介護、新規指定・みなし指定更新後 ・訪問型サービスA	10円 または 10.21円
通所型サービス	サービスコードA5 ・総合事業通所介護	10.14円 ※施設所在地の 地域単価を使用
	サービスコードA6 ・総合事業通所介護、新規指定・みなし指定更新後	10円 または 10.14円
介護予防 ケアマネジメント	サービスコードAF 介護予防ケアマネジメント	10円 または 10.21円

みなし指定事業者は、施設所在地の地域単価を使用しているが、指定更新後は三島市の地域単価を使用する。

エ サービスコードについて(1)

- みなし指定の終了に伴い、使用するサービスコードは総合事業訪問介護はA2、総合事業通所介護はA6に統一される。
- 1回単位の報酬設定に伴い、原則として、平成29年度は使用していなかった以下のコードを使用する。
 - ①総合事業訪問介護
訪問型独自サービスⅣ～Ⅵ
サービスコードA22241～A22625
 - ②総合事業通所介護
訪問型独自サービス1回数・2回数
サービスコードA61113、A61123

エ サービスコードについて(2)

- ただし、以下の場合には包括報酬のコードを使用する。

総合事業訪問介護

- (例1) 週に1回程度の利用者に対し、1月に5回(以上)サービスを提供した
→1,168単位(サービスコード:A21111)
- (例2) 週に2回程度の利用者に対し、1月に9回(以上)サービスを提供した
→2,335単位(サービスコード:A21211)
- (例3) 週に3回以上の利用者に対し、1月に13回(以上)サービスを提供した
→3,704単位(サービスコード:A21321)

ウ サービスコードについて(3)

- ただし、以下の場合には包括報酬のコードを使用する。

総合事業通所介護

(例1) 要支援1または事業対象者に対し、1月に5回(以上)サービスを提供した

→1,647単位(サービスコード:A61111)

(例2) 要支援2または利用回数増加の承認を受けた事業対象者に対し、1月に9回(以上)サービスを提供した

→3,377単位(サービスコード:A61121)

オ 請求上の留意点について(1)

- 利用者の状態の改善により、当初計画していた支給区分よりも少ないサービス提供になる場合、あるいは、悪化により、計画していた支給区分よりも多いサービス提供になった場合も、月途中での支給区分の変更は不要。

(例1) 週1回の総合事業訪問介護の提供を計画したが、状態の悪化に伴い、月に6回サービスを提供した

→「週1回程度」として、1,168単位を算定

(例2) 事業対象者に週2回の総合事業通所介護の提供を計画したが、状態の改善に伴い、月に4回サービスを提供した

→「週2回程度」として、389単位×4回を算定

※サービスコード表には「1月の中で全部で5回～回まで」記載されているが、4回以下の請求も可能。

オ 請求上の留意点について(2)

- この場合、翌月以降の支給区分は、新たな状態に応じた区分による総合事業よるサービス計画(介護予防サービス計画)および第1号訪問事業・通所事業にかかるサービス計画を定める必要がある。
- 包括報酬のコードを使用する場合に該当する回数のサービスが提供され、「月途中の事由」に該当する場合は、日割り計算を行う。

※「月途中の事由」については、添付の平成28年10月13日実施 総合事業説明会 国保連資料参照

オ 請求上の留意点について(3)

- 請求方法の詳細については、平成30年度の単価確定後に、請求の手引きを三島市公式ウェブサイトに掲載予定

3 みなし指定の更新について

(1) みなし指定の更新申請について

- ア みなし指定の更新が必要な事業所
- イ A2の指定を受けている事業所
- ウ A6の指定を受けている事業所
- エ 指定有効期間について
- オ みなし指定更新申請の受付について
- カ 更新申請書類について

ア みなし指定の更新が必要な事業所

- 平成30年3月31日のみなし指定の有効期間終了に伴い、みなし指定事業所（総合事業訪問介護においてA1、総合事業通所介護においてA5のサービスコードを使用している事業所）は、指定の更新が必要になる。

※平成29年度中に、A2、A6事業所として指定を受けている事業所は手続き不要

イ A2指定事業所・指定申請中の事業所

(平成29年11月13日現在、五十音順、敬称略)

A2(総合事業訪問介護)

- ヘルパーステーションいいな
- ヘルパーステーション シフティーン三島長泉
- 訪問介護事業所南二日町
- 訪問介護センター福和家
- 訪問介護センター和楽家
- ポプラ訪問介護ステーション三島
- マ・メゾン花水木 訪問介護ステーション

ウ A6指定事業所・指定申請中の事業所

(平成29年11月13日現在、五十音順、敬称略)

A6(総合事業通所介護)

- アクタガワ 生活リハビリ長泉デイサービスセンター
- 樹楽団らんの家三島青木
- けあさぽーと関
- スモールロケーション
- デイサービスあそぼ～よ谷田
- デイサービスうごこ～よ谷田
- **デイサービス小春日和**
- デイサービス のあのあ
- デイサービス福和家
- **デイサービス若芝**
- トレーニングデイサービスあんび三島
- リゾートハウス サワディー
- リハビリデイサービス Sheep
- 老人デイサービス事業南二日町

エ 指定有効期間について

- 介護保険法施行規則 140条の63の7の規定により三島市が定める期間は6年間。
- 事業者の指定時期の集中を避けるため、みなし指定事業者の平成30年4月1日の指定更新時の有効期間は、みなし指定を受けた日の前日において、介護予防訪問介護、介護予防通所介護の指定を受けた日（指定の更新を受けた場合にあつては、指定の更新の日）から起算する。

オ みなし指定更新申請の受付について

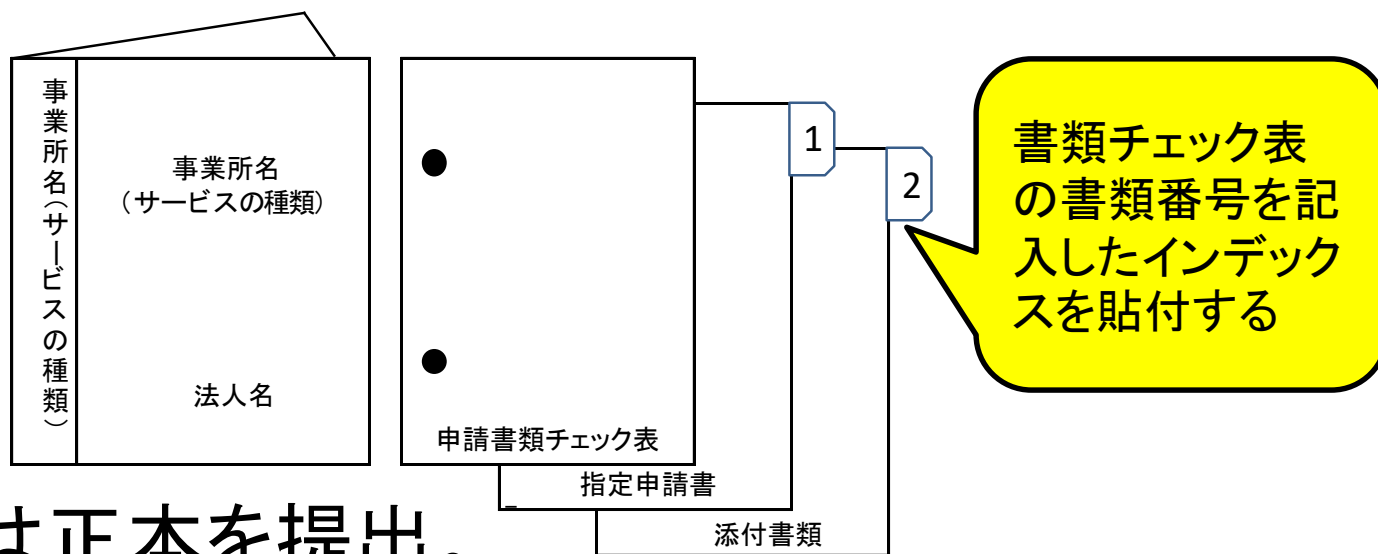
- 受付期間
平成29年11月14日(火)～平成30年1月9日(火)
- 長寿介護課窓口へ直接提出
※予約不要
- 多数の事業所からの申請が予想されることから、締め切りを早めに設定しています。
- それ以降の申請の場合、4月1日指定ができかねる場合もあるため、申請を予定している事業所は、早めの準備をお願いいたします。

カ 更新申請書類について(1)

- 更新申請ではあるが、三島市が書類の審査を行うのが初めてであることから、新規指定申請と同様の書類を提出する。

カ 更新申請書類について(2)

- 申請書類は、同一のものを2部(正本、副本)作成し、それぞれ2穴式A4ファイル(色は問わない)に綴り、表紙及び背表紙には下のように表題を付ける。



- 市には正本を提出。
- 希望する事業者には、副本に受理印を押印する。
※この押印は受付日を示したものであり、内容が適正であることを確認したものではありません。

(2) 書類作成時の注意事項について

- ア 指定更新申請書
- イ 付表
- ウ 定款
- エ 登記事項証明書
- オ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
- カ 従業者の雇用契約書の写し等
- キ 従業者の資格証の写し
- ク 管理者の経歴
- ケ 運営規程
- コ 利用契約書
- サ 重要事項説明書
- シ 当該申請に係る資産の状況
- ス 役員等名簿

ア 指定更新申請書(1)

- 「申請者」: 登記事項証明書の代表者と同一であること。
- 「法人所轄庁欄」: 認可・認証が必要な法人のみ記載する。営利法人(株式会社、有限会社等)は記載不要。
- 「指定の更新を受けようとする事業所及び事業所の種類」: 今回、指定の更新を受けようとする事業所のみ記載する。みなし指定事業所の場合、既に受けている事業の指定年月日は、平成27年4月1日とする。

ア 指定更新申請書(2)

- 「既に指定を受けている事業所の種類」: 今回、指定の更新を受けようとする事業所で実施している介護サービスのみ記載する。
- 「指定を受けている他市町村名」: 記載不要
- 「電子メールアドレス」: 申請書類の審査の段階で、電子メールでのやり取りを行う可能性があることから、連絡が取れるメールアドレスを必ず記載する。

イ 付表(1)

- 「当該事業について定めてある定款・寄付行為の条文」: 提出された定款の第1号事業に関して記載している条文との合致しているかを確認のこと。
- 「管理者」: 当該事業所で兼務する他の職種、同一敷地内・隣地の他の事業所又は施設の従業者との兼務欄が、従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表、管理者経歴書、雇用契約書と整合性が取れているかを確認のこと。

イ 付表(2)

- 「サービス提供責任者」: 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表、雇用契約書との整合性が取れているかを確認のこと。
- 「従業者の員数・職種」: 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表、雇用契約書、資格証との整合性が取れているかを確認のこと。
- 「営業日」: 運営規程、利用契約書、重要事項説明書との整合性が取れているかを確認のこと。
- 「通常の実施地域」: 三島市への指定申請であることから、三島市または三島市の一部地域とし、他市町は記載しない。一部地域の場合は、町内名等を記載する。

ウ 定款

- 説明会案内に同封した書類に同封した通知に沿って、定款を変更すること。
- 適切な表現で総合事業の実施が定款に定められているかを審査する。
- 通知に記載したものが絶対的なものではないが、それ以外の表記がされていた場合には、指定申請時に根拠を確認する。
- 訪問(通所)介護、介護予防訪問(通所)介護等、既存の事業名は不適(社会福祉法人を除く)
- 社会福祉法人は、第二種社会福祉事業として社会福祉法の名称で記載してあれば変更不要。
- 指定更新申請時まで定款の変更が困難な場合は、長寿介護課予防支援係まで事前に相談のこと

エ 登記事項証明書

- 定款と同様に、目的に第1号事業が位置付けられていること。
- コピーの場合は、原本証明を行うこと。

- オ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(1)
- カ 従業者の雇用契約書の写し等(1)
- キ 従業者の資格証の写し(1)
- ク 管理者の経歴(1)

- それぞれの書類の整合性が取れているかを確認のこと。
- 週平均の勤務時間数、常勤換算後の人数は、総合事業訪問介護は訪問介護員、総合事業通所介護は、介護職員のもののみを記載する。

※人員基準の確認のため

- オ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(2)
- カ 従業者の雇用契約書の写し等(2)
- キ 従業者の資格証の写し(2)
- ク 管理者の経歴(2)

- 雇用契約書の勤務場所が、当該事業所になっているか。

※勤務場所が、他事業所になっている場合は、雇用関係にあることを証する事業者の証明書の提出が必要

- 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表は、今回、更新申請を行う事業所の従事者のみを記載すること。

ケ 運営規程(1)

コ 利用契約書(1)

サ 重要事項説明書(1)

- 今回添付の三島市例を参考に作成する。
- 記載する文言等については、平成29年3月14日付け三社長第3-753号 介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴う事業者の手続き等を参照のこと。
- 介護予防訪問介護・通所介護は、平成30年3月31日で終了することから、記載しないこと。

ケ 運営規程(2)

コ 利用契約書(2)

サ 重要事項説明書(2)

- 三島市では、事業対象者の登録有効期限を設けていないことから、契約満了日が明確になるように記載すること。

※「認定の有効期間満了日まで」等の表現だけにしないこと。

- 利用料金に関する項目に、要支援者だけではなく、事業対象者についても記載すること。

シ 当該申請に係る資産の状況

- 貸借対照表、損益計算書、事業計画表、収支予算書を全て準備すること。

ス 役員等名簿

- 登記事項証明に記載されている役員について記載すること。

三島市 介護予防・日常生活支援総合事業費
単位数サービスコード表イメージ
(平成30年4月以降用)

平成29年11月13日

1 総合事業訪問介護(介護予防訪問介護相当サービス)サービスコード表	1
2 訪問型サービスA(有資格者)サービスコード表	2
3 訪問型サービスA(生活支援サポーター)サービスコード表	3
4 総合事業通所介護(介護予防通所介護相当サービス)サービスコード表	4

この単位数サービスコード表イメージは、平成29年度の単位数を基に、平成30年4月以降の運用方法のイメージを示したものです。
実際に使用する単位数サービスコード表は、平成30年度報酬改定公表後に、改めてお示しします。

A2 訪問型サービス(独自)サービスコード表(総合事業訪問介護)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位	
種類	項目					
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	1,168	1月につき	
A2	1113	訪問型独自サービスⅠ・初任		事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		818
A2	1114	訪問型独自サービスⅠ・同一		1,168単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		1,051
A2	1115	訪問型独自サービスⅠ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		736
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割		38		38
A2	2113	訪問型独自サービスⅠ日割・初任	事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	27	1日につき	
A2	2114	訪問型独自サービスⅠ日割・同一	38単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	34		
A2	2115	訪問型独自サービスⅠ日割・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	24		
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)	2,335	1月につき	
A2	1213	訪問型独自サービスⅡ・初任		事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		1,635
A2	1214	訪問型独自サービスⅡ・同一		2,335単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		2,102
A2	1215	訪問型独自サービスⅡ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		1,472
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割		77		77
A2	2213	訪問型独自サービスⅡ日割・初任	事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	54	1日につき	
A2	2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一	77単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	69		
A2	2215	訪問型独自サービスⅡ日割・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	49		
A2	1312	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)	3,704	1月につき	
A2	1323	訪問型独自サービスⅢ・初任		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		2,593
A2	1324	訪問型独自サービスⅢ・同一		3,704単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		3,334
A2	1325	訪問型独自サービスⅢ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		2,334
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割		122		122
A2	2323	訪問型独自サービスⅢ日割・初任	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	85	1日につき	
A2	2324	訪問型独自サービスⅢ日割・同一	122単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	110		
A2	2325	訪問型独自サービスⅢ日割・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	77		
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費(独自)(Ⅳ)	266	1回につき	
A2	2413	訪問型独自サービスⅣ・初任		事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		186
A2	2414	訪問型独自サービスⅣ・同一		266単位 ※1月の中で全部で4回まで 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		239
A2	2415	訪問型独自サービスⅣ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		167
A2	2511	訪問型独自サービスⅤ		270		270
A2	2513	訪問型独自サービスⅤ・初任	事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	189	1回につき	
A2	2514	訪問型独自サービスⅤ・同一	270単位 ※1月の中で全部で5回から8回まで 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	243		
A2	2515	訪問型独自サービスⅤ・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	170		
A2	2621	訪問型独自サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費(独自)(Ⅵ)	285	1月につき	
A2	2623	訪問型独自サービスⅥ・初任		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		200
A2	2624	訪問型独自サービスⅥ・同一		285単位 ※1月の中で全部で9回から12回まで 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		257
A2	2625	訪問型独自サービスⅥ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		180
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の15%加算	1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の15%加算	1日につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算	1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の10%加算	1日につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算	1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の5%加算	1日につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算	200単位加算	200	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算	リ 生活機能向上連携加算	100単位加算	100	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算	1月につき	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算		
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90%加算		
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80%加算		

A2 訪問型サービス(独自)サービスコード表(訪問型サービスA・有資格者)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
A2	1141	訪問型独自サービスⅠ/4	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ) 事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 988単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	988	1月につき
A2	1144	訪問型独自サービスⅠ/4・同一		890	
A2	2141	訪問型独自サービスⅠ/4日割		33	1日につき
A2	2144	訪問型独自サービスⅠ/4日割・同一	29		
A2	1241	訪問型独自サービスⅡ/4	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ) 事業対象者・要支援2(週2回程度) 1,946単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	1,976	1月につき
A2	1244	訪問型独自サービスⅡ/4・同一		1,779	
A2	2241	訪問型独自サービスⅡ/4日割		66	1日につき
A2	2244	訪問型独自サービスⅡ/4日割・同一	59		
A2	2441	訪問型独自サービスⅣ/4	ニ 訪問型サービス費(独自)(Ⅳ) 事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 225単位 ※1月の中で全部で4回まで 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	225	1回につき
A2	2444	訪問型独自サービスⅣ/4・同一		203	
A2	2541	訪問型独自サービスⅤ/4	ホ 訪問型サービス費(独自)(Ⅴ) 事業対象者・要支援2(週2回程度) 225単位 ※1月の中で全部で5回から8回まで 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	229	1回につき
A2	2544	訪問型独自サービスⅤ/4・同一		206	
A2	4031	訪問型独自サービス初回加算/4	チ 初回加算	200単位加算	200
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算	1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算	
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90%加算	
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80%加算	

A2 訪問型サービス(独自)サービスコード表(訪問型サービスA・生活支援サポーター)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
A2	1151	訪問型独自サービスⅠ/5	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ) 事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 817単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	817	1月につき
A2	1154	訪問型独自サービスⅠ/5・同一		735	
A2	2151	訪問型独自サービスⅠ/5日割		27	1日につき
A2	2154	訪問型独自サービスⅠ/5日割・同一	24		
A2	1251	訪問型独自サービスⅡ/5	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ) 事業対象者・要支援2(週2回程度) 1,633単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	1,633	1月につき
A2	1254	訪問型独自サービスⅡ/5・同一		1,470	
A2	2251	訪問型独自サービスⅡ/5日割		54	1日につき
A2	2254	訪問型独自サービスⅡ/5日割・同一		49	
A2	2451	訪問型独自サービスⅣ/5	ニ 訪問型サービス費(独自)(Ⅳ) 事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 186単位 ※1月の中で全部で4回まで 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	186	1回につき
A2	2454	訪問型独自サービスⅣ/5・同一		168	
A2	2551	訪問型独自サービスⅤ/5	ホ 訪問型サービス費(独自)(Ⅴ) 事業対象者・要支援2(週2回程度) 189単位 ※1月の中で全部で5回から8回まで 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	189	
A2	2554	訪問型独自サービスⅤ/5・同一		170	
A2	4041	訪問型独自サービス初回加算/5	チ 初回加算	200単位加算	200
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算	1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算	
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90%加算	
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80%加算	

A6 通所型サービス(独自)サービスコード表(総合事業通所介護)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位	
種類	項目							
A6	1111	通所型独自サービス1	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,647単位	1,647	1月につき	
A6	1112	通所型独自サービス1日割			54単位	54	1日につき	
A6	1121	通所型独自サービス2		事業対象者・要支援2	3,377単位	3,377	1月につき	
A6	1122	通所型独自サービス2日割			111単位	111	1日につき	
A6	1113	通所型独自サービス1回数		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378単位	378	1回につき	
A6	1123	通所型独自サービス2回数		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	389単位	389		
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加	若年性認知症利用者受入加算			240単位加算	240	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376		
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752単位減算	-752		
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算			100単位加算	100	
A6	5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算			225単位加算	225	
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ニ 栄養改善加算			150単位加算	150	
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算	ホ 口腔機能向上加算			150単位加算	150	
A6	5006	通所型独自複数サービス実施加算 I 1	ヘ 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(I)	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	480	1月につき
A6	5007	通所型独自複数サービス実施加算 I 2			運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A6	5008	通所型独自複数サービス実施加算 I 3		栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	480		
A6	5009	通所型独自複数サービス実施加算 II		(2) 選択的サービス複数実施加算(II)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	700	
A6	5005	通所型独自サービス事業所評価加算	ト 事業所評価加算			120単位加算	120	
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算 I 11	チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(I)イ	事業対象者・要支援1	72単位	72	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算 I 12		(1)イ	事業対象者・要支援2	144単位	144	
A6	6101	通所型独自サービス提供体制加算 I 21		(2) サービス提供体制強化加算(ロ)	事業対象者・要支援1	48単位	48	
A6	6102	通所型独自サービス提供体制加算 I 22		(ロ)	事業対象者・要支援2	96単位	96	
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算 II 1		(3) サービス提供体制強化加算(II)	事業対象者・要支援1	24単位	24	
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算 II 2		(II)	事業対象者・要支援2	48単位	48	
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算 I		(1)介護職員処遇改善加算(I) 所定単位数の59/1000 加算				
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算 II	(2)介護職員処遇改善加算(II) 所定単位数の43/1000 加算					
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算 III	リ 介護職員処遇改善加算 (3)介護職員処遇改善加算(III) 所定単位数の23/1000 加算					
A6	6113	通所型独自サービス処遇改善加算 IV	(4)介護職員処遇改善加算(IV) (3)で算定した単位数の 90%加算					
A6	6115	通所型独自サービス処遇改善加算 V	(5)介護職員処遇改善加算(V) (3)で算定した単位数の 80%加算					

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位	
種類	項目							
A6	8001	通所型独自サービス1・定超	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,647単位	定員超過の場合 ×70%	1,153	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス1日割・定超			54単位		38	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス2・定超		事業対象者・要支援2	3,377単位		2,364	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス2日割・定超			111単位		78	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位	
種類	項目							
A6	9001	通所型独自サービス1・人欠	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,647単位	看護・介護職員が 欠員の場合× 70%	1,153	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス1日割・人欠			54単位		38	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス2・人欠		事業対象者・要支援2	3,377単位		2,364	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス2日割・人欠			111単位		78	1日につき